

北上市職員の育児休業等規則の一部を改正する規則

北上市職員の育児休業等規則（平成4年北上市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児短時間勤務等に係る辞令書の交付) 第16条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。	(育児短時間勤務等に係る辞令書の交付) 第16条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。 <u>ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。</u>
(1)～(4) [略] (勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して定める非常勤職員)	(1)～(4) [略] (勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して定める非常勤職員)
第17条の2 育児休業条例第17条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である <u>非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u>	第17条の2 育児休業条例第17条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。
(部分休業の承認の請求手続)	(部分休業の承認の請求等)

第19条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（様式第5号）により行うものとする。

2 [略]

第19条 部分休業の承認の請求、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）は、別に定める育児時間簿により行うものとする。

2 [略]

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第18条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるかを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第5号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。